

2025年1月15.17日開催 改正使用料規程説明会後アンケートでいただいたご質問に対する回答

No	ご質問	ご質問に対する回答
	基本サービスの拡充について	
1	電磁的複製物の保存期間を延長されたと思いますが、2か月を超える場合はどのような手続きが必要ですか？	JRRCの許諾範囲（2ヵ月）を超えるご利用につきましては、JRRCに委託している権利者（新聞（日刊紙）は各新聞社*、学術論文は（一社）学術著作権協会）に直接お問い合わせいただき、保存について許諾を個別に取得いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。 *(一社)新聞著作権協議会加盟65社及び日本経済新聞社
2	電磁的複製物の保存期間は2か月ですが、紙→紙は永年保管可能でしょうか？	可能でございます。紙→紙の複写は保管期限はございません。また、電磁的複製物の保管期限を設けているのはJRRCに委託している権利者のうち、新聞（日刊紙）と学術論文のみとなりますので、雑誌、専門新聞、書籍は電磁的複製物の状態で期限の定めなく保管が可能です。
3	グループ契約に含まれる親会社と子会社間又は子会社間における電子メール、イントラネット等による電磁的複製物の共有が可能となります。とありますが、契約の取り方はどのようになりますでしょうか？	グループ契約についてはご契約の皆様のご希望によりご契約が可能です（任意）。ご不明な点がございましたら弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードよりお気軽にご連絡ください。
4	親会社で契約が必要でしょうか？	JRRCの契約の主契約者は任意に指定可能となりますので、グループ契約の代表会社を親会社以外にすることも可能です。一般的には親会社が代表されています。
5	「保存期間が指定されている著作物に限り、共有目的の電子ファイルは生成後1か月間保存できます」これが2ヵ月になるとのことですが、「保存期間が指定されている著作物」とは何でしょうか。一般的に、新聞記事はこれに該当するのでしょうか。	(一社)新聞著作権協議会加盟65社、日本経済新聞社、(一社)学術著作権協会から委託を受けている著作物が該当いたします。
6	資料P11 ②電磁的複製物の保存期間延長に関し、保存期間が制限されるのは、新聞（日刊紙）及び学術論文であって、雑誌や書籍は対象外とのことですが、例えば学会誌（雑誌と認識です）などに掲載されている論文は学術論文ではないのでしょうか？雑誌に掲載されている論文は対象外との理解でよいのでしょうか？	簡潔なご説明のために「新聞（日刊紙）及び学術論文」と記載いたしましたが、保存期間が制限される著作物につきましては(一社)新聞著作権協議会加盟65社、日本経済新聞社、(一社)学術著作権協会から委託を受けている著作物が該当いたします。学会誌につきましても保存期間の制限の対象となります。具体的には、弊センターHPの管理著作物DB検索（ https://duck.jrrc.or.jp/bibliography/search ）画面の「委託者名」欄に「一般社団法人学術著作権協会」を入力の上、ご確認ください。
7	基本サービスの拡充の部分は第5節の契約の内容でしょうか。第2節の契約者は利用できませんか？	第2節におきましては一回の利用における紙から紙への複写の上限数が20部→30部に拡大しておりますので、拡大した範囲でご利用いただけます。
8	グループ企業間での共有が可能になったとのことで大変ありがたいのですが、その場合、契約の人数はグループ会社の全員の人数にするということでしょうか？	ご理解の通りでございます。
9	それぞれのグループ会社がJRRC様との契約を締結している場合は、各社の人数での支払いでよいとの認識ですが、合っておりますでしょうか。	グループ契約を締結いただく場合は、主契約者となる親会社等にまとめてお支払いいただくことを原則としておりますが、経理処理上の都合などでグループ契約に含まれる子会社がそれぞれの使用料のお支払いを希望される場合は弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードからお問合せください。
10	グループ契約に含まれる親会社と子会社間又は子会社間における電子メール、イントラネット等による電磁的複製物の共有が可能となります →現在各社にて支払いをしていますが、現状維持のまま（請求書は各社払い）グループ契約は可能でしょうか？	グループ契約を締結いただく場合は、主契約者となる親会社等にまとめてお支払いいただくことを原則としておりますが、経理処理上の都合などでグループ契約に含まれる子会社がそれぞれの使用料のお支払いを希望される場合は弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードからお問合せください。
	利便性向上オプションサービスについて	
11	デジタルオプションを付けた場合においても、各新聞社とのクリッピング契約は必要ということでしょうか。	デジタルオプションはJRRCの許諾範囲内でご利用いただけます。総務・広報等の部署で反復・継続的に高い頻度で複製を行う場合にはクリッピング契約が必要となります（JRRCの利用許諾範囲外）ので、別途各新聞社と契約をご締結いただく必要がございます。弊センターHPトップページ（ https://jrrc.or.jp/ ）の「JRRCの利用許諾と新聞クリッピングサービスの関係について」もご覧ください。

12	デジタルオプションを結ぶことで日経テレコンなどのサービスから入手したPDF記事の共有は可能でしょうか？	日経テレコンからの複製はデジタルオプションの対象外となっております。日経テレコンは1回のログインで1部のみ印刷が可能となっておりますので、利用される方それぞれがログインのうえ印刷されるという使い方になるものと承知しております。ご面倒様ではございますが、紙媒体の新聞またはオプションが導入されるデジタル著作物複製オプションで複製可能となる電子媒体から必要部数をJRRCの許諾範囲内で複製利用願います。
13	デジタル著作物のスクリーンショットやコピー＆ペーストによる複製が日常的に行われていると記載がありましたが、URLでの共有は著作物の扱いに該当しますでしょうか？	URLは著作物に該当しないとされていますので、URLをメールなどで共有することによる情報共有は可能です。ただし、短期間でリンク切れすることもありますので、デジタル著作物複製オプションにより、確実に内容を確認することが可能となります。
14	現在新聞社と電子版購読契約（有料）を行いクリッピング契約のもと適法に複製を行っている。（つもりです。）JRRC使用料契約の方に含まれていないとは知りませんでした。もう少し新聞の電子版購読で出来ること、出来ないことの解説をお願いします。	現在のJRRC著作物複製利用許諾契約で許諾をお出しすることができるのは紙媒体の著作物からの複製利用（紙から紙、紙からPDF、JPEG等の電磁的複製）となります（使用料規程第2節及び第5節をご覧ください： https://jrcc.or.jp/jrccms/wp-content/uploads/2024/12/250401_shiyouyokitei.pdf ）。今般新しく導入されるデジタルオプションをご選択いただくことにより、同オプションを設定した新聞各社が取り決めた許諾の範囲でデジタル著作物（Web上のテキスト版記事や紙面ビューワ型の記事）につきましても複製いただくことが可能になります。 なお、新聞のクリッピングサービスとJRRCの利用許諾範囲の違いは、総務・広報等の部署で反復・継続的に高い頻度で複製を行う場合（＝同一媒体の記事を同一部署内で月5記事以上複写）はクリッピングに該当し、それ以下の頻度の複製はJRRCの利用許諾範囲で可能となります。弊センターHPトップページ（ https://jrcc.or.jp/ ）の「JRRCの利用許諾と新聞クリッピングサービスの関係について」もご覧ください。
15	グループ契約をしておりますがデジタル著作物のオプション契約を追加する場合、各グループ会社の合意を取るのに時間がかかる可能性があります。オプション契約は3月までの申込を逃すと、次は2026年度になってしまうのでしょうか？	デジタル著作物複製オプションにつきましても、継続契約のお客様におかれましては7～9月に行っていただきます使用料報告の際にオプションとしてご選択いただく形となりますので、それまでにオプション追加につきましてご検討いただけますと幸いです。使用料報告後にオプションを追加することも可能ですので、その際には弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードから再度ご連絡いただけますと幸いです。
16	グループ契約の場合、オプションのデジタル著作物複製オプションの5紙の選択はグループ会社ごとに選べるのか、すべてのグループ会社に共通の選択しかできないのか、どちらになるのでしょうか。	現段階ではデジタルオプションの対象が全国紙のみのため、グループ会社で共通の選択をしていただく形となりますのでご了承ください。今後各地方の県紙やブロック紙等が選択肢として追加される場合には、ご契約者様のご要望も踏まえてより使い勝手のよい形になるよう、契約システム上の制約等も踏まえて可能性を検討して参ります。
17	現在準備中のデジタル著作物複製オプションについても、使用料規程変更について利用者から意見聴取が行われることになるのでしょうか。	デジタル著作物複製オプションにつきましては、弊センター使用料規程で提供するサービスとは別のオプションサービスとなり、委託者が使用料を決定し、利用者（契約者）が任意に選択できるサービスとなるため、著作権等管理事業法上に規定されている「意見聴取」（第13条の2）は行いません。もちろん、サービスの改善に向けたご意見、ご要望はいつでも賜りますのでよろしくお願いたします。
18	当社では、全国5紙の電磁的複製物の共有のみ行っているのですが、契約形態は第5節の契約＋電磁的複製物オプションとなるという認識でよろしいでしょうか？	第5節のご契約者様のみがオプション契約をご選択いただくことができます。オプションのみの契約は受け付けておりません。
19	デジタル著作物については各新聞社の、コピー元は各新聞社ごとに、指定されたサイトが用意されるのでしょうか？それとも、いろいろなサイトで紹介されている各社新聞の電子ニュースも対象になるのでしょうか？	各新聞社により許諾範囲（無料記事・有料記事（紙面ビューワ型、有料会員用記事等））が異なります。ご利用方法につきましては弊センターHPやメールマガジンなどで改めてご案内させていただきます。
20	デジタル著作物複製オプション使用料のスライドについて「有料無料可」「無料のみ可」の違いを説明頂けませんか。	「無料」とは誰でも閲覧することができる記事（Web上で閲覧できるテキスト型の記事）を指しており、「有料」とは有料会員のみが閲覧することができる記事（いわゆる「電子版」である紙面ビューワ型の記事や「鍵付き」の有料記事）を指しております。

21	今年度内に次年度のデジタル著作物複製オプションを含めた見積書を送っていただくことは可能でしょうか	可能でございます。デジタルオプションを含むお見積書の作成が可能になりましたらご案内させていただきます。
22	デジタルオプションの単価は？	各新聞社@2～3円/人となる予定です。2月の単年度契約の申請開始に合わせて詳細をお知らせいたします。
23	例えば、日経は電子版、読売は紙で契約しているとして、双方を複製利用したい場合、御社とはどのような契約形態になるでしょうか。	現在ご契約いただいております弊センターの著作物複製許諾契約に併せ、デジタルオプションで日本経済新聞をご選択いただくことにより、著作物を複製いただくことが可能でございます。
24	官公庁です。デジタル著作物複製オプションについてです。各社と契約が前提で、仮に各社との契約で他者への共有不可となったとしても、本オプションを契約していれば、許諾範囲内で共有可能となるという理解で良いでしょうか？	弊センターの許諾範囲は組織の内部利用に限定されていますので、デジタル著作物複製オプションについても内部利用に限定され、許諾範囲内でのご利用となります。なお、官公庁の場合は、審議会などを開催する場合に外部の方に資料を配布し、その中に新聞記事が含まれるというケースが想定されますが、その場合は官公庁内部の会議に参加していると見做して共有いただくことが可能です。
25	オプションが追加されませんが、クリッピングしている記事は、今まで通り新聞社の契約が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りでございます。なお、新聞のクリッピングサービスとJRRCの利用許諾範囲の違いは、総務・広報等の部署で反復・継続的に高い頻度で複製を行う場合(=同一媒体の記事を同一部署内で月5記事以上複写)はクリッピングに該当し、それ以下の頻度の複製はJRRCの利用許諾範囲で可能となります。弊センターHPトップページ (https://jrcc.or.jp/) の「JRRCの利用許諾と新聞クリッピングサービスの関係について」もご覧ください。
26	利便性向上オプションサービスの(1)(2)は5節契約者のみ対象かと理解いたしました。が、(3)のクリッピング代行は2節契約者も対象となるのでしょうか？宜しく願いいたします。	クリッピング契約代行サービスにつきましては、弊センターの著作物複製利用契約とは別のものとなりますので、全ご契約者様が対象でございます。弊センターが委託を受けている新聞社(現状7社)のクリッピング契約をご希望の場合はお気軽に弊センターまでお問い合わせください。
27	クリッピングサービスについて、業界紙なども追加いただければ助かるのですが、依頼をすればご検討いただけますか？	具体的な新聞名をご教示いただければ、新聞社と交渉いたしますのでぜひご連絡ください(ご契約者様でしたら、弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードからご連絡いただければ幸いです)。現在、各地方の県紙・ブロック紙の皆様を中心に説明会を開催する等して、周知に努めており、今後も委託いただける新聞社は増える見込みですが、加速して対応致す所存です。
28	クリッピング契約代行サービスについては、今後拡充の予定はございますか？主要5紙もできると便利です。	ご意見ありがとうございます。現在、各地方の県紙・ブロック紙の皆様を中心に説明会を開催する等して、周知に努めており、今後も委託いただける新聞社は増える見込みですが、主要5紙の皆様は今のところ、自社で対応されるとの結論となっております。県紙やブロック紙で、代行サービスを御希望される新聞がございましたら、弊センターのご契約者様でしたら、弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードからご連絡いただければ幸いです。
その他契約・利用範囲に関するご質問		
29	契約書の再締結を希望したいと考えていますが、再締結の時期は4月以降いつ頃を想定されていますでしょうか(7～9月の使用料報告の前か、後か)	使用料報告時の再締結を予定しております。使用料報告前に再締結をご希望の場合は弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードから再度ご連絡いただけますと幸いです。
30	今回のご説明とは異なる質問で恐れ入りますが、継続契約中で第2節から第5節への契約変更も、2月中にお手続きするという理解でよろしいでしょうか。	使用料報告時にお手続きを行っていただきます。使用料報告前に第5節契約書締結をご希望の場合は弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードから再度ご連絡いただけますと幸いです。なお許諾は契約日に関わらず、契約日の属する年度の4月1日に遡及して適用されますのでご安心ください。
31	社内への共有目的ではなく、後日個人的に見返すために、新聞等を紙や電子的に複製し個人でしかみれないデスクトップ画面や個人の共有フォルダに保存した場合も該当するのでしょうか。	従業員が仕事に関係した情報を収集するために行う複製は「業務目的の複製」となり、「私的利用」には当たりませんので、許諾なく複製している場合は著作権侵害となります。
32	非営利団体で、会員を主体に活動しています。会長と事務局が日常的に情報連携しておりますが、会長やその部下の方を、事務局員の一人としてカウントすることは可能でしょうか。	可能でございます。
33	紙から紙は永年保管可能とのことですが、記事をコピーした場合も永年保管可能でしょうか。	可能でございます。紙→紙の複写には保管期限はございません。

34	新聞広告を出した際の広告支払い関係のエビデンスとして、社内資料に残す事は、それが電子データであれば「不可」になると理解していますが、間違っていないでしょうか。	広告出稿の証憑として電子データを残される場合は、広告を掲載した新聞社にその旨をお伝えいただき、了解（許諾）をいただくことで保管も可能であると思われますので、当該新聞社のご担当者等にお問合せいただければと存じます。
35	使用料に用いる従業員数が、製造業の場合、複製物の閲覧・回覧対象者と比べ非常に大きな数字になる傾向にあるかと思えます。過去に、この点について何らかの特例、救済等について議論された経緯はありますか。	弊センターは会社の経営規模に応じて使用料を徴収しており、経営規模を図る指標として従業員数を用いております。このような使用料算定方法は海外の著作権管理団体でも一般的に採用されている方式であり、弊センターといたしましては、国内における様々な業種の実態も考慮したうえで、海外の先進国に比べると低い単価設定を行い、権利者の皆様の了解を得て運営しております。今般の改正におきましても、第5節については値上げ幅を前回の単価見直し時からの物価上昇率等と比較して低く抑えているのはご指摘のような状況を踏まえてものとご理解いただけますと幸いです。 他方で、ご指摘のとおり製造業などの一部の業種において従業員数と実際の著作物の利用者数が大きく乖離しているというお声は複数いただいておりますので将来的にはより納得性の高い料金制度をご案内できるよう、5年程度経過後に想定される次回の使用料規程改正時の検討事項としてさせていただきます。
36	結局、使用料が上がる認識でよろしいんですね？冒頭の説明だと金額下がるけどその後の説明で使用料が上がる話をしていましたが。	冒頭では2024年8月にご提示した単価案よりも値上げ幅が下がるというご説明をさせていただきました。単価は全契約プランで値上げいたします。第2節につきましては、当初提示させていただいた単価のなげ幅が大きいとご指摘が多かったことを受け、最終的な案ではそれぞれ5円下げたということになります。ご説明に分かりづらい箇所があり失礼いたしました。
37	毎年、第二節での契約ですが、従業員数カウントの日付等の規定はあるのでしょうか？例えば、7月1日付？7月31日付？等	直近の有価証券報告書等公的に公表されているものに記載の従業員数をご申請ください。
38	一般企業の場合、年契約の終了を申し出るリミットはいつになりますか？（1カ月前の申し出が必要でしょうか）	契約書に記載の通り、契約期限の1カ月前(2月末)でございます。
39	紙から電子へ複製されたデータを印刷するのは、JRRCの複製権上NGでしょうか。（例えば地方紙を支店からデータで送ってもらう場合を想定しています）	許諾の範囲内の部数（一つの利用目的に対して30部までの印刷）で可能でございます。
40	2025年度の請求時期については、例年同様に報告書を提出後、7月頃になりますでしょうか。（第2節契約）	ご理解の通りでございます。
41	現在、第2節（譲渡を目的としない複写）を契約しております。 第5節に契約変更をするか、もしくは契約自体をやめるか検討しております。 社内ルールとしては、 ・日刊紙等の共有はリンクで行う ・記事等を直接使う場合は必ず許諾を得る となっておりますが、契約が必要なケースはどんな時がありますか？ ご教示よろしくお願いいたします。	日刊紙の共有をリンクで行っていただいているということで、リンクをクリックして閲覧のみをされる場合は許諾は不要ですが、社内で誰かがそれを印刷したり、デスクトップ上に保存、メールやワードなどに記事をスクリーンショットやコピーアンドペーストでして保存したりすると著作権（複製権侵害及びメール送信の場合は公衆送信権）侵害となります。記事を利用される場合には許諾を得られているということで、正しい手続きかと存じますが、許諾は事前申請が必要となるため、先に複製資料しておいて後日許諾申請は原則としてできないのでご注意ください。 弊センターの著作物複製利用許諾契約があれば、紙媒体の日刊紙等の管理著作物を許諾範囲内で事前の許諾取得なしに複製利用いただけます。また、本契約は包括契約となり、何をどれくらい複製したのかを報告する義務もございませんので、利用報告（申請）漏れがなくなるとともに、社内の取りまとめ部門の方も都度申請、許諾取得、使用料支払いという煩雑な手続きが不要となる点もメリットとなります。
42	1. 電磁媒体を紙へ複製するとき、保存期間と部数の制限はどのくらいになるのでしょうか。 2. 教育機関で教育目的の複製ではこういった制限は適用されますか。	1.紙の複写物の保存期間の制限はございません。複写部数の上限は同一目的（会議、打合せ、情報共有等）につき30部でございます。 2.著作権第35条に該当する場合（授業での使用といった教育目的での利用）は権利制限の対象となりますが、職員会議、PTA会議等は35条に該当いたしませんので、複製利用の都度事前に許諾の取得が必要となります。
43	次年度更新時の予算取りをしたく、見積シミュレーション等が行えるWebページなどはございますか？	複製利用許諾システム（ https://duck.jrrc.or.jp/ ）のトップ画面の「2025年度新使用料規程に基づくお見積書が必要な方」より次年度のお見積書を作成いただくことができます。

44	第2節と第5節の包括許諾契約を締結しているのですが、次回契約時より各12,000円 合計24,000円となるという認識でよろしいでしょうか。現行と比べてかなり高額になるので契約内容を見直すことを検討したいのですが、変更可能期限はあるのでしょうか。	新使用使用料規程では第5節に第2節（紙から紙の複写）が包含されておりますので、第5節ご契約の方の最低使用料は12,000円となります。重複して使用料をいただくことはございませんので安心ください。
45	社内イントラネットに掲載する場合、閲覧可能な従業員が例えば100名いる場合は、NGになるのでしょうか	ご理解の通りでございます。同一目的（会議、打合せ、情報共有等）での共有の上限は40名でございます。イントラネット上で共有される場合は、保管されているフォルダへのアクセス権限をPW等で制限いただいたうえでご利用願います。
46	契約内容に関する質問ではありませんが、更新等の際に契約開始から今に至るまでの契約内容を確認できるようにしていただきたい。担当者がどうしても変わるためその契約の変遷を確認できるようにして置きたいという趣旨となります。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。なお、弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードにある連絡用チャット画面にご入力いただいたやりとりは記録として残ります。単年度のご契約者様の場合は、契約書も年度毎のものがPDF形式で閲覧・DL可能です。継続のご契約者様につきましては、毎年の利用報告（人数報告）は使用料報告書（PDF）の形で記録として残りますが、最初に締結いただいた契約書につきましては連絡用チャット画面からご連絡いただければPDF版をお送りいたします。
47	古い契約（平成16年4月30日締結）なので再締結が必要か知りたいです（できれば2025年3月末までに）。	電子契約のシステムの導入に伴い、2025年7月に全ご契約者様を対象に契約書の再締結を行わせていただく予定でございます。7月以前に契約書の再締結が必要な方はダッシュボード(マイページ)より再度ご連絡いただけますと幸いです。説明会の際には読み替えで対応とご説明いたしましたが、同時並行で進めておりました電子契約システムへの以降のスケジュールが早まったことから、7月までは読み替え、その後は再締結という形で対応とさせていただきますので、ご了承の程お願い致します。
48	説明資料の13ページに、「使用料規程改正に伴う契約書の読み替え表をご準備いたします。」とございますが、こちらは別途、メール等でご案内がある感じでしょうか。	準備が整いましたら全ご契約者にメールでご案内をさせていただきます。弊センターHPにも掲載いたします。
49	実際に印刷をせず、メールで記事を展開する場合も対象人数は最大40名でしょうか。	同一目的（会議、打合せ、情報共有等）での複製物の共有人数の上限は40名となっておりますので、この範囲内でご利用ください。なお、目的が異なれば、同じ記事を再度上限内で複製利用いただくことが可能です。
50	グループ契約とは何でしょうか？説明では企業の場合で官庁は該当ないと理解しましたが、。	グループ契約とは1つの契約で複数社分まとめてご申請をいただき、使用料をお支払いいただくものでございます。ご理解のとおり民間企業が対象となりますので官公庁は対象外となります。
51	社内の担当者変更がある中で、そもそもJRRCさんとの契約内容自体を理解している者がいなくなっておりまして。現在の契約で何ができて、何ができないのか、をWEBでご説明いただけるような機会を数年おきのスパンで結構ですので、ご検討いただけますと幸いです。	貴重なご意見ありがとうございます。ご契約者様向けの個別の説明会の開催も可能です。また、許諾で何ができるのかとまとめた資料もございますので、ご入用でしたら弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードからご連絡ください。
54	一般企業です。通常の新単価に対する契約書の取り交わしに関しては、御社からご連絡頂ける認識でよろしいでしょうか？ 4月以降になりますか？	基本的には契約書の読み替えでご対応いただければと存じますが、別途取り交わしが必要という場合は、ダッシュボードの質問・ご要望よりご連絡いただけますと幸いです。なお電子契約書の導入に伴い、2025年7月に全契約者様を対象に、契約書の再締結をお願いさせていただきますので、ご活用いただければ幸いです。
55	グループ企業間での電磁的副生物の共有を可能にしたことでサービスを拡充いただいた旨のご説明をいただきましたが、共有数が「紙⇒紙30部」、「紙⇒PDF40人」の上限だと少ないのではないかと思います。値上げに伴い、サービスを拡充して努力をされている点は伝わりましたが、グループ企業間となると共有人数がその分増えるので、ニーズとアンマッチになっているように感じます。	基本的に権利者の皆様には現物を買っていただきたいという前提がございますので、部数を拡大するというのは出版業界・新聞業界が厳しい状況の中で認めていただいているという点をご理解いただければと存じます。なお、「30部、40人」（改正後）までの複製利用は同一目的（会議、打合せ、情報共有等）での一回の利用についての上限となっております。従いまして、利用目的が異なれば、課の単位等でそれぞれ（同じ記事であっても）上限の範囲で複製してご利用いただくことが可能ですので、ご活用いただければ幸いです。
56	本社住所が変更になりました。契約書の再締結は必要でしょうか。	契約書の再締結は不要でございます。弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードより登録情報の変更をお願いいたします。

57	条ズレ読みかえ規定適用不可の古い会社にもしかしたら弊社該当するかもですが、具体的にいつからいつまで締結した会社が対象になりますか？	電子契約のシステムの導入に伴い、2025年7月頃に全ご契約者様を対象に契約書の再締結を行わせていただく予定でございます。7月以前に契約書の再締結が必要な方はダッシュボード(マイページ)より再度ご連絡いただけますと幸いです。
58	一般企業です。毎年9月頃ご報告・処理しておりますが、特段オプションの追加等がなければ、今回の料金改定は次回の報告のタイミングからの適用となるということで相違ございませんでしょうか。	ご認識の通りでございます。
59	古くから契約していますが、紙から電磁的契約に変更する場合も契約書はとりかわすのでしょうか。	契約の種類が変更となりますので、新たな契約書の締結が必要となります。
60	条ズレ読みかえ規定適用不可対象となった場合は、必ずや再締結となるのでしょうか？もし再締結するとすると、変更契約？覚書の締結となるのでしょうか？	電子契約のシステムの導入に伴い、2025年7月頃に全ご契約者様を対象に契約書の再締結を行わせていただく予定でございます。7月以前に契約書の再締結が必要な方は弊センター契約システム「諾」の貴社専用ダッシュボードより再度ご連絡いただけますと幸いです。
61	1つの目的の会議で10人に共有した後、その10人がそれぞれの課内に同じ資料を計40人に共有した場合、トータル50人になるが、これは上限40人を超過してしまうのでアウトという認識ですか。それとも10人、40人と制限内の共有になるのでセーフという認識ですか。	目的が異なりますので、問題なく複製利用いただけます。30部の複写や40人への共有という上限は、同一目的（会議、打合せ、情報共有等）での一回の利用についての上限とご理解いただければ幸いです。
62	日経に対してもクリッピング・記事コピーの使用料を支払っています。今日聞いている限り、御社との契約で日経も網羅できるということですよね？ダブルで支払う必要がないかと思いましたが、教えていただければと思います。	弊センターとの契約で日経新聞を複製いただくことは可能でございますが、複製利用が「クリッピング」に該当する場合、すなわち、総務・広報等の部署で反復・継続的に高い頻度で複製を行う場合(具体的には、同一媒体の記事を同一部署内で月5記事以上複写する場合)には、弊センターの利用許諾範囲外となり、別途必要な範囲で日本経済新聞社とクリッピング契約をご締結いただく必要がございます。弊センターの利用許諾と新聞クリッピングサービスの関係につきましては弊センターHP(https://jrrc.or.jp/scope/#anc02)をご確認いただけますと幸いです。イメージとしては、ある部署が毎日のように日経の記事を複製し共有（配布）される場合は、その範囲（人数）分のクリッピング契約を締結いただき、その他の部署で週に1記事程度を複製して共有している場合は、弊センターの許諾でカバーするとご理解いただければと存じます。
63	現在、会社にて購入した書籍を電子化し社員に閲覧しやすい仕組みを構築するための調査をおこなっております。その辺りを詳しく伺いたいのですが問い合わせ先をご教示いただけないでしょうか？	弊センターの許諾範囲外となりますので、一般論としてお伝えいたします。会社で購入された書籍は紙の書籍で、それをPDF化する等して社内のイントラネット上などでいつでも閲覧やDLができるような状態にするといった活用を検討されているものと理解いたしました。こうした行為は著作権侵害となってしまう可能性が非常に高いと思われるので、書籍を発行されている出版社に利用法をお伝えいただき、適切な対価をお支払いいただくことで許諾を得てご利用いただけますようお願いいたします。なお、著作権に関する一般的なお問合せは、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）の相談室（ https://www.cric.or.jp/counsel/index.html ）にお問合せいただければ、正しい利用法に関するアドバイスをいただけます。

(以上)